

序 章  
計画の概要

# 1 策定の背景・目的

本市では、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき、都市の将来像や整備方針を定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である都市計画マスタープランについて、平成 24（2012）年度に一部改定を行い、これまでまちづくりを進めてきました。

しかし、改定から 10 年以上が経過しており、その間に全国的な人口減少が顕在化するとともに、大規模災害に対応する防災・減災まちづくりの強化など社会・経済状況の変化に加えて法令の改正や第 7 次坂戸市総合計画（基本構想：2023-2032）をはじめとする上位・関連計画の策定・改定など、本市を取り巻く状況が大きく変化しています。

そのような状況の中、本市の魅力や利便性の向上を図る様々な取組が行われており、新たなニーズにも対応したまちづくりが求められていることから、本市の実情に即した新たな都市計画マスタープランを策定します。



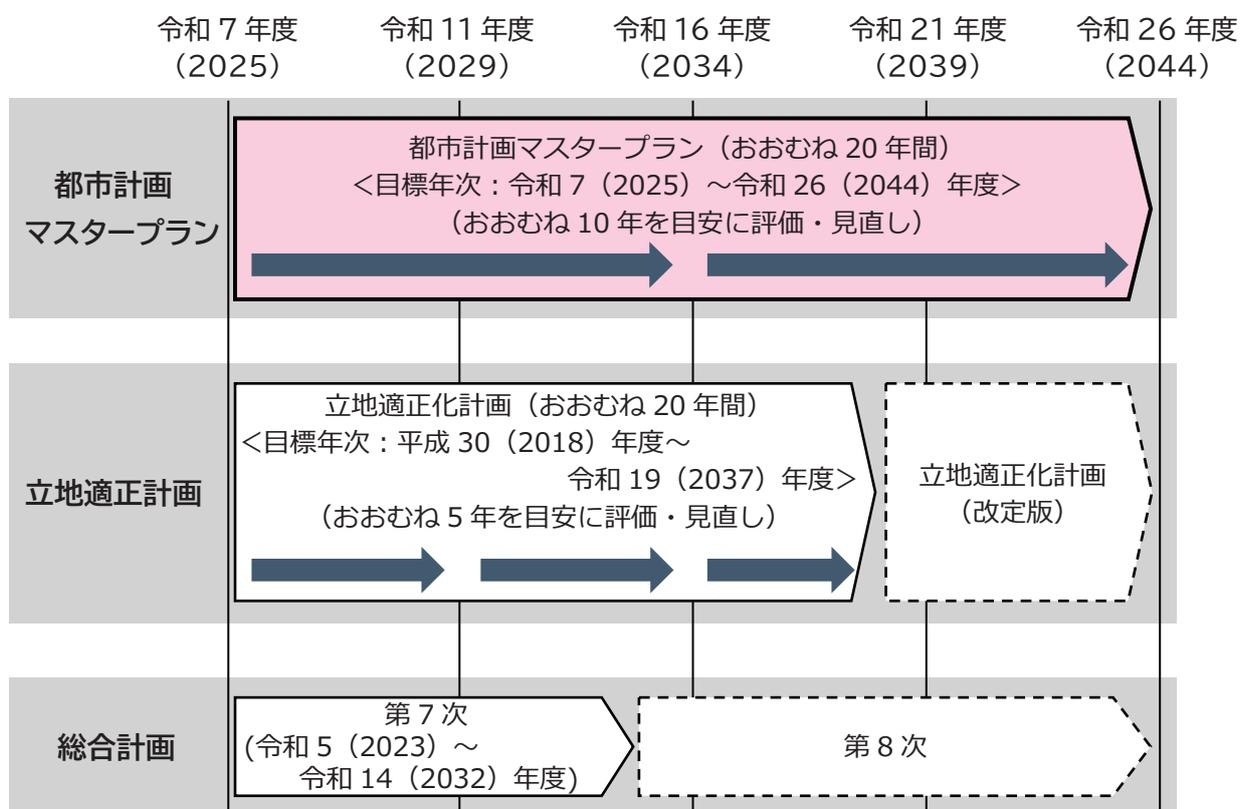


### 3 目標年次

本計画は、おおむね 20 年後の都市のビジョンを示すものであることから、目標年次を令和 26（2044）年度とします。

計画の期間中に社会経済情勢の急激な変化や市民ニーズの変化、都市計画に関する制度改正等が生じた場合は、基本的な考え方は受け継ぎながら、おおむね 10 年を目安に見直しを検討します。

#### 《計画期間》



## 4 計画の構成

本計画は、大きく「全体構想」「地区別構想」「計画の推進に向けて」で構成します。

「全体構想」は、市全体のまちづくりの目標である「将来都市像」、目標とする都市像を実現するための「まちづくり目標」、将来のまちの骨格となる「将来都市構造」により、まちの将来像を示しています。加えて、「まちづくり目標」に基づいて展開していく取組方針を分野別に定めた「分野別まちづくり方針」で構成されます。

「地区別構想」は、市域を5地区に区分し、全体構想との整合を図りつつ、地区の特性に応じたまちづくりの目標や整備の方針を示しています。

「計画の推進に向けて」は、目標としたまちづくりの実現に向けて、今後のまちづくりの進め方や体制等についての基本的な考え方を示しています。

